5　特定実用発電用原子炉設置者が納付した拠出金の額が、第三項の規定により機構が決定した拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の拠出金及び次条第一項の延滞金があるときはこれに充当してなお残余があれば還付し、未納の拠出金がないときはこれを還付しなければならない。

6　機構は、拠出金を第一項の納期限（第三項の規定による通知があった場合にあっては、第四項の納期限。次条第一項及び第九条において同じ。）までに納付しない特定実用発電用原子炉設置者があるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

7　経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。

8　拠出金の延納その他拠出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。

（延滞金）

第八条　特定実用発電用原子炉設置者は、拠出金を前条第一項の納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2　延滞金の額は、未納の拠出金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

第八条の次に次の節名を付する。

第二節　再処理等の実施

第九条を次のように改める。

第九条　機構は、特定実用発電用原子炉設置者が拠出金（拠出金が第七条第一項の納期限までに納付されないときは、拠出金及び延滞金。以下この条において同じ。）を納付したときは、認可実施計画に従い、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。

第九条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章　使用済燃料再処理機構

第一節　総則

第十条から第十四条までを次のように改める。

（目的）

第十条　使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

（法人格）

第十一条　機構は、法人とする。

（名称）

第十二条　機構は、その名称中に使用済燃料再処理機構という文字を用いなければならない。

2　機構でない者は、その名称中に使用済燃料再処理機構という文字を用いてはならない。

（登記）

第十三条　機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十四条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第十四条の次に次の節名を付する。

第二節　設立

第十五条から第十八条までを次のように改める。

（発起人）

第十五条　機構を設立するには、使用済燃料の再処理等又は電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

（設立の認可等）

第十六条　発起人は、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　運営委員会に関する事項

五　役員に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　定款の変更に関する事項

九　公告の方法

3　第一項の事業計画書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

第十七条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による設立の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二　定款及び事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三　事業の運営が健全に行われ、発電に関する原子力の適正な利用に寄与することが確実であると認められること。

（事務の引継ぎ）

第十八条　設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二十四条中「関して次の各号に掲げる規定」を「関し、第六十三条」に、「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑」を「又は人に対しても、同条の刑」に改め、同条各号を削り、同条を第六十五条とする。

第二十三条中「資金管理法人」を「機構」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第十九条第二項」を「第五十五条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第十九条第二項」を「第五十五条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第六十四条とする。

第二十二条中「一年以下の懲役若しくは百万円」を「五十万円」に、「処し、又はこれを併科する」を「処する」に改め、同条第一号中「第四条又は第五条」を「第五条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第四十六条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二十二条第三号及び第四号中「第十九条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十一条の前の見出し及び同条を削り、第二十条を第六十一条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章　罰則

第六十二条　第二十七条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条第一項中「特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等に」を「特定実用発電用原子炉設置者に」に、「特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等の事務所若しくは工場若しくは事業所」を「特定実用発電用原子炉設置者の営業所、事務所その他の事業場」に改め、同条第二項を次のように改める。